

○独立行政法人日本スポーツ振興センターハイパフォーマンススポーツセンター
一競技備品利用要綱

(平成22年6月18日平成22年度要綱第2号)

改正 平成24年9月28日平成24年度要綱第32号 平成25年3月29日平成24年度要綱第53号
平成26年7月1日平成26年度要綱第11号 平成30年3月30日平成29年度要綱第52号
平成31年4月25日平成31年度要綱第4号 令和元年11月29日令和元年度要綱第20号
令和3年3月31日令和2年度要綱第47号 令和4年3月18日令和3年度要綱第20号
令和5年3月27日令和4年度要綱第42号

(趣旨)

第1条 この要綱は、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」という。)ハイパフォーマンススポーツセンターが保有する競技備品を外部団体の利用に供することに関して、必要な事項を定める。

(利用対象団体)

第2条 利用対象団体は、次の各号に定める者とする。

- (1) 公益財団法人日本オリンピック委員会(以下「JOC」という。)
- (2) 公益財団法人日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会(以下「JPC」という。)
- (3) JOC又はJPCに加盟する競技団体(以下「競技団体」という。)
- (4) センターが認めた者

(利用対象競技備品)

第3条 利用対象競技備品(以下「利用備品」という。)は、センターが独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書(平成15年度規則第1号)第3条第1項に定めるハイパフォーマンススポーツセンター各施設に備える競技備品とする。ただし、専用トレーニング施設に備える利用備品の利用対象団体は、JOC、JPC及び専用トレーニング施設を利用する競技団体に限る。

(利用期間)

第4条 利用期間は、原則として1か月以内とする。

2 前項の規定により決定した利用期間について、センターが必要性を認めた場合は、延長することができる。

(利用範囲)

第5条 利用範囲は、次の各号に定める大会等であって、国内で使用する場合に限る。

- (1) 国際競技大会
- (2) 全国大会
- (3) 前2号の大会に準ずる競技大会
- (4) JOC又はJPCの強化指定選手及び競技団体の強化対象選手が参加する合宿

2 前項各号に掲げる大会等のほか、センターが必要性を認めた場合は、利用させることができる。

(利用手続)

第6条 利用備品の利用を希望する利用対象団体(以下「利用希望団体」という。)は、センターに対し、事前に「ハイパフォーマンススポーツセンター競技備品利用申請書」(別記様式第1号。以下「申請書」という。)を書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)により提出する。

2 センターは、前項の申請が適当であると認めたときは、利用希望団体に「ハイパフォーマンススポーツセンター競技備品利用許可書」(別記様式第2号)を書面又は電磁的記録により交付する。

(利用料)

第7条 利用料は、原則として無料とする。ただし、利用に係る経費(配送費用等)は、利用する利用対象団体(以下「利用団体」という。)が負担しなければならない。

(管理責任)

第8条 利用団体は、当該利用備品に関して責任を持って管理し、期日までに利用時の設置場所に返却し、原状復帰した上で、センターの確認を受けなければならない。

(譲渡又は転貸の禁止)

第9条 利用団体は、利用備品を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(賠償責任)

第10条 利用団体は、当該利用備品を汚損、破損又は亡失させた場合においては、速やかにセンターに連絡の上、該当する修理・取得のための代金又は同等の代替品について賠償の責めを負わなければならない。

(免責)

第11条 センターは、利用期間中、利用団体が利用備品を使用したことにより生じた一切の損害等について、その責めを負わない。

(提出書類の内容変更)

第12条 利用団体は、申請書の内容に変更が生じた場合は、速やかにセンターに連絡の上、指示に従わなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、競技備品の利用に関し必要な事項は、センターと協議の上、決定する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則(平成24年9月28日平成24年度要綱第32号)

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日平成24年度要綱第53号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年7月1日平成26年度要綱第11号)

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日平成29年度要綱第52号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月25日平成31年度要綱第4号)

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則(令和元年11月29日令和元年度要綱第20号)

この要綱は、令和元年12月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日令和2年度要綱第47号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月18日令和3年度要綱第20号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月27日令和4年度要綱第42号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式第1号(第6条第1項関係)

ハイパフォーマンススポーツセンター競技備品利用申請書
[別紙参照]

別記様式第2号(第6条第2項関係)

ハイパフォーマンススポーツセンター競技備品利用許可書
[別紙参照]